

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和元年10月16日（水）午前9時30分
閉会日	令和元年10月16日（水）午前11時45分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 大島令子 副委員長 なかじま和代 委 員 青山直道 伊藤真規子 岡崎つよし 木村さゆり 野村ひろし わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部次長兼行政課長 飯島 淳 課長補佐 児玉 剛 庶務係長 加藤優作 福祉部長 川本晋司 次長（福祉、長寿担当）兼長寿課長 中野智夫 次長（保険医療、健康推進担当）兼保険医療課長 斉場三枝 福祉課長 若杉雅弥 課長補佐（障がい福祉、福祉協働担当）兼福祉協働係長 山田美代子 障がい福祉係長 山田菜美 子ども部長 浅井雅代 子ども部調整監 青木健一 次長兼子ども未来課長 門前 健 課長補佐兼児童係長 西本 拓 保育係長 武田憲明 子ども家庭課長 出口史郎 課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長 岡藤彰彦 計 17 名
職務のため出席した者の職氏名	議長 加藤和男 議会事務局長 水野敬久 議事係長 吉田菜穂子
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 46 号 長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども未来課長 議案第 46 号について説明

岡崎委員 附則として令和元年 12 月 14 日から施行とあるがどのような理由か。

子ども未来課長 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 14 日に公布された。このうち地方公共団体の条例規則等の整備が必要なものは公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行とされており、本議案の根拠の法律となる児童福祉法がこの規定に従い 12 月 14 日から改正法が施行となるため、本議案も 12 月 14 日施行とした。

わたなべ委員 条例改正がされた根拠と背景はどのようなか。

子ども未来課長 成年被後見人等の資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、心身の故障などの状況を個別の実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するものである。

わたなべ委員 市はどのようなことを想定しているか。

子ども未来課長 関係法令の改正に伴い成年被後見人が差別を受けないことが国としての方針のため本市においても適正にはかられると考えている。

わたなべ委員 欠格条項にあてはまる保育の現場をどういうところに想定しているか。

子ども未来課長 成年被後見人等を欠格条項から削除することで、不当な差別を受けることがなくなるため、健全な職場環境が整うと考えている。

わたなべ委員 集団保育、家庭保育と様々な保育空間があるが欠格条項に関わるのは限られた空間のことが背景にあるのか。

子ども未来課長 今回の条例改正は成年被後見人等の関連法令に基づいて所要の法令を改正するものである。市の条例である家庭的保育等の基準もそれ以外の保育であっても児童福祉法の改正に伴い改正される。地域型保育施設でもそれ以外の保育施設でも変わりはない。

わたなべ委員 企業型保育所が推進されているが、保育士の人格が保証されなければ子

ども達の生命が守れなことが改正の背景にあるのではないのか。

保育係長 条例の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布によって児童福祉法の条がずれたことが変更の理由である。家庭保育室の要件自体に変わりはない。

伊藤委員 成年被後見人を適正かどうか判断する機会はあるのか。

子ども未来課長 雇用の条件の際に確認することになる。

大島委員 根拠法に基づき市の条例を改正するということでよいか。

子ども未来課長 そのとおりである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 48 号 長久手市福祉の家障がい者福祉施設の指定管理者の指定について

福祉課長 議案第 48 号について説明

大島委員 指定管理者の指定について実施場所や実施内容詳細はどのようなか。

福祉課長 指定管理の実施場所については、福祉の家 1 階東側エリアで、現在社会福祉協議会が高齢者のデイサービスセンターさつきを運営している部分が今年度末で事業満了となるため、現在の障がい者サービスつばさ（以下「つばさ」という。）の事業実施場所から移動して実施する。指定管理者の事業内容は、継続事業である生活介護事業と日中一時支援事業である。事業変更内容は、生活介護事業において医療的ケアを必要とする障がい者の受け入れを開始する。特定非営利活動法人百千鳥の概要であるが、8 事業所で、展開している 10 の事業のいずれかの事業を行っている。また、指定管理募集要項には、リスク分担表を添付した。現地説明会では 5 者から障がい者福祉施設指定管理者申請に係る質疑があり回答した。指定管理選定委員会の採点表及び議事要旨をについてはお手元に配付の資料のとおりである。

岡崎委員 生活介護事業は何人利用しているか。

福祉課長 令和元年8月現在、定員14人のところ24人在籍している。全ての方が毎日通所しているわけではないため1日の平均利用者数は13人である。

岡崎委員 これまでこの指定管理者に対して大きな事故や苦情の相談はあるか。

福祉課長 平成26年度から指定管理者となっているが事故や苦情は聞いていない。

岡崎委員 事業のチェックや指導体制、苦情の窓口はどこか。

福祉課長 生活介護事業は愛知県の指導となる。市もサービスの利用料の請求内容や事業報告の内容をチェックしている。苦情等については愛知県社会福祉協議会、長久手市福祉課、長久手市基幹相談支援センターなどが窓口となる。

青山委員 5者から指定管理者申請に係る質疑事項があったが、指定管理者の審査は5者行ったのか。

福祉課長 事前の説明会には5者参加したが、実際の申請は百千鳥1者であったため、選定委員会では百千鳥のみの審査となった。

青山委員 指定管理の期間を3年間にしたのはなぜか。

福祉課長 これまでは障がい者に関する制度の改正等が続いており、制度の変更における指定管理状況の変更の可能性があるため3年間としていたが、障がい者の福祉施設であるため、指定管理者が頻繁に変わると利用者への影響も大きいことと、事業者の計画もあるため今後は期間を延ばすことも考えている。

わたなべ委員 指定管理者の経歴はどのようなか。

福祉課長 団体は平成24年11月設立。理事長の竹田氏は市内の福祉事業所を経験し、市内に障がい者関係の事業が少なかったことから障がい者のために事業を立ち上げた。市の福祉事業にも協力してもらっている。

わたなべ委員 市内の障がい者が学校を卒業した後に行く場所がないことから原則として市内の方を対象としているのか。

福祉課長 指定管理の事業となるため、市内の方を原則優先としている。学校卒業後の居場所の確保ということで生活介護や日中一時支援の場を設けている。

わたなべ委員 医療ケアが必要な方も入所されるが資格者の職員配置はどのようなか。

福祉課長 生活介護事業については愛知県の指定基準があり、管理者1人、サービス管理責任者1人、生活支援員に理学療法士と作業療法士を含め5人、医師1人、看護師1人という基準になっている。基準を満たす配置であれば問題はない。

わたなべ委員 職員の身分はどのようなか。

福祉課長 常勤と非常勤の職員を組み合わせでの配置となる。嘱託員の医師は可能

で、基準を満たす配置となっていればよい。

わたなべ委員 場所が狭い空間から広い空間になり、定員も増えるが職員の増員をどのように計画しているか。

福祉課長 現在も生活介護の職員として17人配置しており、定員も増えるため基準を満たす形で百千鳥が計画的に職員を確保する。

野村委員 選定委員会の採点表の「その他の能力」とはどのような能力か。

行政課長 後ほど説明する。

わたなべ委員 相談支援業務も継続して行うのか。

障がい福祉係長 相談支援業務は同じ法人が別の場所で行っているものがあり継続して行う。

わたなべ委員 新しいサービスとして、医療的ケアを必要とする人の受け入れが始まる。すぐに対応できるような体制となるのか。

福祉課長 事業は4月1日から開始するため受け入れ体制を整えていく。

木村委員 定員はどのくらい増えるのか。

福祉課長 現在生活介護事業は14人定員だが20人に増員する。

伊藤委員 選定委員会の議事要旨に医療的ケアの必要な方の通所は毎日かという質問に対し、毎日の通所は負担になるので週2、3日と考えているとあるが、利用者が通所を毎日希望されれば人員の対応はするのか。

福祉課長 医療的ケアが必要な方は本人の体調と医師等の意見を聞きながら計画をたてる。人により通所の日数は異なるため、計画したうえで受け入れるための人員体制をとっていく。

岡崎委員 選定委員会で全ての委員が採点6割以上とっているため問題なしということではよかったか。

行政課長 委員に5段階評価をしてもらい60点以上が合格となる。今回は83.58点ということで指定管理者として適当であると判断した。

野村委員の質問の採点表の「その他の能力」については、危機管理に対する処理体制の構築、危機管理に対する研修計画、類似施設について管理運営をした実績があるかという点である。

野村委員 議事要旨に申請者からつばさの財政面を安定させたいとあるが今は安定していないということか。

福祉課長 つばさの運営が安定していないということではないと考えている。つばさが行っている生活介護事業と就労支援事業は法定のサービスとしての給付費が支払われている。今後もつばさの事業を継続させたいという申請者の思いだと受け取っている。

わたなべ委員 避難訓練等に不備があったのか。危機管理体制はどのようなか。

福祉課長 選定委員会でも災害時の対応についての質問があった。施設はテラスからすぐ外へ避難できる体制となっている。図上の訓練はしているが今後は実地訓練もしていきたい。防災面に関しても重要性は認識している。

なかじま委員 市として指導できるとのことだが、現在どれだけ指導ができていますか。百千鳥の利用者数、資格職員の配置はどのようなか。

福祉課長 障害福祉サービスの指定、監督は愛知県が行うため、百千鳥全体については、特に把握はしていない。

大島委員 百千鳥が実施している事業はどこが指定するのか。

障がい福祉係長 生活介護事業、就労移行支援事業、グループホーム、居宅介護（ヘルパー）事業、重度訪問介護事業については県の指定である。相談支援事業、日中一時支援事業、移動支援事業については市の指定である。シェアハウスについては法定事業ではないので指定はない。福祉有償運送については長久手市福祉有償運送運営協議会で諮った後、運輸局に登録する。

なかじま委員 愛知県の指定ということで、百千鳥の事業規模が見えない。医療的ケアを必要とする方は市内にどれくらいいるか。

福祉課長 18歳以上が5人、18歳未満が15人を想定している。

なかじま委員 生活介護事業を利用した場合の配置基準は利用者1人に対して何人か。

福祉課長 全体の基準のみである。

大島委員 後で確認してほしい。

なかじま委員 利用したい時に受け入れられるということでしょうか。

福祉課長 定員は20人までとなっているため基準を満たしていれば受け入れは可能である。

なかじま委員 6月の所管事務調査で福祉の家の大規模改修時期と指定管理の期間が重なるため、一時的に閉めなければならない期間はどのようなか。

福祉課長 福祉の家の大規模改修の詳細が決まっていないため今後協議が必要である。

大島委員 福祉の家の大規模改修の時期はいつわかるのか。

長寿課長 福祉の家の改修時期は再整備の概算を出したうえで、財政の調整をしている。決まったらお知らせする。

大島委員 リスクが生じた時に市が負担するのか。

福祉部次長（福祉、長寿担当） 金額と時期が決まっていない段階で指定管理を一時的にとめるという話はしていない。

- 大島委員 特定非営利法人の収支計画書によると規模は増えるが収入が減少している。特定非営利法人は全て事業の中で賄わなければならない法人か。
- 福祉課長 昨年度の収入は法人全体の事業収入であった。来年度の事業収入はつばさの部分だけである。グループホームみらいは愛知県の補助金を活用している。法人全体として収益を上げ、福祉活動にあてている。
- 長寿課長 なかじま委員の質問の人員配置であるが、生活介護については認定区分1から6があり、区分3以上の方しかサービスを利用できない。利用者の平均区分が5以上になると3人に対し1人、4以上5未満は5人に対し1人、4未満は6人に対し1人となる。
- 大島委員 選定委員会の議事要旨から財政が不安定に見える。どのような点から百千鳥が指定管理者として大丈夫と判断したのか。
- 福祉課長 現地は5者参加、申請は1者であった。百千鳥は6年のつばさの指定管理実績があり利用者からのトラブルや苦情はない。市は愛知県の指導にも立ち会っている。経営面でも60点以上採点され、平均83点という採点結果であり、今後も間違いないよう事業を進めていただくよう指導すべきところはしていきたいと考えている。問題ないと考え百千鳥を指定管理者としていきたいと考えている
- 大島委員 市はどのような指導を行っているのか。
- 福祉課長 事業の基準を満たしているかどうかというところである。苦情等は今のところないがあれば丁寧に対応していきたいと考えている。

<午前10時42分休憩>

<午前10時55分再開>

- なかじま委員 リスク分担について期間と時期が大規模改修に重なるため、市はどこまでの保証をするつもりがあるのか。
- 福祉部長 大規模改修や再整備にどの段階で影響してくるかまだわからないため、リスクの少ない方向で進めることを考え、利用者へ影響のないよう閉めることは避ける方向で考えている。
- わたなべ委員 現在のつばさでは支援区分の現状はどのようなか。
- 福祉課長 平均支援区分は4.8程度であり、今後、医療的ケアが必要な方を受け入れると医療支援区分の平均も上がっていくと考えられる。
- 野村委員 指定管理者選定の手順をふんで基準を満たしているため問題ないと思うが市は指定管理者として心配はないという認識でよいか。

- 福祉部長 この事業者については数々の事業を展開しており、全体の収支でバランスをとっている。障がい福祉サービス提供料としての収入があること、市の指定管理として市の施設を使用すること、障がい者の居場所を確保していくこと、現在の事業の状況と聞き取りにより充分やっていると考えている。
- 大島委員 現在のつばさの場所はどうなるのか。
- 福祉課長 今後の利用はまだ決まっていない。福祉の家の全体の中でどのような事業を行っていくかは自立支援協議会等で検討しているところである。
- 大島委員 市の指定管理として市の施設を使うこととなる。障がい者の生活介護事業を行う施設として必要であるが、何かあった時の市の責任について市長に発言をもとめる。
- 市長 市内に5社くらい障がい者施設がある。サービスを利用したい方がたくさんいるため無くしてはならない。議会も一緒になり責任をもって育てていかなければならないのでよろしくお願ひしたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論

- 岡崎委員 つばさで実施されている生活介護事業は現在も24人の利用者があり、平成26年度から本事業の指定管理者であるNPO法人百千鳥はこれまで大きな問題等なくこの事業を実施している実績がある。またNPO法人百千鳥を指定管理者候補とすることについては、長久手市選定委員会において当法人の経営状況や指定管理事業の実施計画等について審議され全員の委員が合格点である60点以上という評価をした。これらのことから賛成する。

反対討論 なし

賛成討論

- なかじま委員 市の指定管理者として医療的ケアを必要とする障がい者の受入れをスタ

一トすることはとても意義深いことである。措置権は愛知県だが市も積極的に指導に立ち会い、指導もしていけるということである。弱い立場の人の行き先を作っていけるよう市の監督を期待し賛成する。

反対討論 なし

賛成討論

わたなべ委員 長久手市は福祉のまちであり、市長が福祉に造詣があるということで期待して賛成する。

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

なかじま委員（紹介議員） 請願第3号について説明

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、採択

委員長 この際、暫時休憩とする。

<午前10時21分休憩>

<午前 10 時 30 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

所管事務調査

1 保育園での自園調理について

子ども未来課長 保育園において自園調理を行うことで、園児がご飯やおやつ調理の様子、香りを感じながら過ごすことにより、五感を豊かにし、心身の成長につなげる。また、本市の公設公営保育園では、給食センターにおいて給食調理を行い、各保育園へ配送しているが、入所児童の増加により給食センターの処理能力がいっぱいになってきていることもあり自園調理を実施する。

子ども・子育て支援事業計画の位置づけは、「保育所の自園調理の拡大」として、保育所の改築に合わせ、自園調理の拡大について検討することとしている。保育園給食の現状として、公設公営 6 保育園は給食センターからの搬入、民営 5 保育園は自園調理を実施している。今後の予定として、まずは上郷保育園において、移転に合わせて自園調理を開始する。長湫北保育園は調理設備の改修工事を実施後、自園調理に移行する。

上郷保育園での自園調理について、食数は 280 食程度を予定している。献立は他の公立保育園と同じとし、食材は給食センターから搬入する。調理業務は事業者への委託を検討している。

なかじま委員 献立は公立保育園と同じであるなら栄養士は雇用しないのか。

子ども未来課長 栄養士の配置は検討している。

大島委員 今後の予定の長湫北保育園の調理設備の改修工事はどのような内容か。

子ども未来課長 厨房器具の購入、レイアウト改修工事である。

大島委員 予算はいつごろか。

子ども未来課長 第 2 期子ども・子育て計画で示していきたいと思っている。

なかじま委員 調理業務は事業者への委託を検討しているのか。

子ども未来課長 教育部局と調整し検討している。子ども部で方針は決定する。

岡崎委員 アレルギー対応は現在どのようなか。

子ども未来課長 公設公営保育園アレルギー対応マニュアルに沿って食器の色を変えるなどして対応している。

岡崎委員 アナフィラキシーショック等の対応はできているか。

子ども未来課長 アレルギー対応マニュアルに沿って対応しているが、日々の運営で間違

えることはある。

岡崎委員 エピペンを使用したことはあるか。

子ども部長 報告がないためないと思われる。

2 児童発達支援センターの運営の進捗について

子ども家庭課長 児童発達支援センターは児童福祉法第43条で定められた児童福祉施設である。定員については1日あたり30人とする。運営主体は指定管理者により運営する。人員配置については、管理者1人、児童発達支援管理責任者1人、保育士及び児童指導員12人程度、事務員1人程度、看護師1人程度、調理員3人程度、嘱託医1人の計20人程度である。療育支援体制については、児童発達支援センターを含めた本市の療育支援体制全体についての検討を継続している。今後のスケジュールとして令和3年度の中頃の開所に向けて、事業者調査、指定管理者選定のための業務仕様書、募集要領等の作成等、条例制定、事業者選定、県への指定申請を行っていく。

わたなべ委員 保育園で障がい児保育を行っているが、発達支援センターとの併用についてはどのように考えているか。

課長補佐 保育園は保護者の就労条件と集団保育できるかという判断になる。児童発達支援センターは療育が必要かどうかという判断になる。保育園の集団保育に耐えられるという判断があれば、状況により療育から集団保育に移行することは想定されると考えられる。

わたなべ委員 どのような障がいの子どもを想定しているのか。また、専門職の人員配置はどのようなか。

課長補佐 児童福祉法第43条に定められている児童福祉施設であり、原則、知的障害、身体障害、精神障害が対象で、法定サービスのため、通所受給者証の交付を受けた方が対象である。児童福祉法に基づく障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準に配置基準が定められている。管理者、児童発達支援管理責任者、保育士及び児童指導員等の配置が義務づけられており、保育士及び児童指導員についてはおおむね児童4人に1人以上の配置が義務づけられている。

わたなべ委員 療育を受け保育園へ通う並行通園することはどこが決めるのか。

課長補佐（療育支援担当）

児童発達支援センターの整備に合わせ、(仮称)発達支援室の設置を考えている。(仮称)発達支援室には保育士の配置を想定しており、保護者の判断に対するバックアップをする体制を考えている。

- 子ども部長 補足であるが、(仮称) 発達支援室の構成は保育士だけではなく小児精神科医と臨床心理士等も配置する。全体的に支援室として検討しながら進めていきたいと考えている。
- なかじま委員 並行通園となると保育園は私的契約となると思われるが保育料はどうなるのか。
- 子ども部次長 保育園が私的契約になるかどうかは決まっていない。
- 大島委員 (仮称) 発達支援室は直営で施設のなかにあるという話だったが検討経過はどのようなか。
- 子ども部長 児童発達支援センターは指定管理者による運営としていくが、切れ目のない支援をするにはどうしたらよいかという議論があり、障がい者自立支援協議会の部会であるつなぐ会のコアメンバーの話し合いの中で(仮称) 発達支援室を設置し、直営とすることがベストであるというところまでこぎつけた。保育所、幼稚園、学校等の連携先につなぐため、(仮称) 発達支援室の中身や連携方法について話を進めているところである。
- 委員長 児童発達支援センターは指定管理で、(仮称) 発達支援室は直営ということに変更はないか。
- 子ども部長 今のところその方針で進めている。
- 委員長 所管事務調査は終了する。
- 10月3日の委員会において、議案第47号上郷保育園等移転新築工事請負契約の締結についてすでに議案審査をしたが、執行部から答弁の追加と訂正を求められているため説明をお願いする。
- 子ども未来課長 議案第47号について、答弁の追加は、芝屋根の施工費について答弁していなかったため約482万円の追加をお願いする。答弁の訂正は、児童発達支援センターの床暖房の範囲を指導訓練室1から5に配置と答弁したが、正しくは指導訓練室1から3に配置であるため訂正してお詫びする。

午前11時46分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和元年10月16日

教育福祉委員会委員長 大島令子